

第8回合併協議会の結果

第8回栃木市・岩舟町合併協議会が、平成24年9月26日(水)午後2時から、岩舟町の健康福祉センター「遊楽々館」検診室で開催されました。

会議では、特別職の身分の取扱いなど、協議項目10件の協議が行われ、合併市町村基本計画については継続協議とし、ほか9項目については、協議会において確認されました。

なお、会議の内容は次のとおりです。



協議第1号-2 合併協定項目の変更について	確認
協議第48号 合併協定項目11 特別職の身分の取扱いについて	確認
協議第7号-2 合併協定項目14 一部事務組合等の取扱いについて	確認
協議第49号 合併協定項目24 諮問機関の取扱いについて	確認
協議第50号 合併協定項目25-9 保健衛生事業について	確認
協議第51号 合併協定項目25-12 児童福祉事業について	確認
協議第52号 合併協定項目25-13 保育事業について	確認
協議第53号 合併協定項目25-24 市町立学校の通学区域、学校名について	確認
協議第54号 合併協定項目25-25 学校教育事業について	確認
協議第6号 (継続協議-2) 合併協定項目26 合併市町村基本計画について	継続協議

今回確認された合併協定項目の内容

合併協定項目

合併協定項目の変更

「合併協定項目25-31 その他の事業」について合併協定項目から削除する。

その理由は、「合併協定項目25-31 その他の事業」以外の協定項目にすべての事務事業が網羅されており、あらためて「その他の事業」として取り上げる事務事業がないため削除するものです。

合併協定項目11

特別職の身分の取扱い

- 1 岩舟町の常勤特別職（教育長を含む。）、議会議員及び各種行政委員会委員については、合併の前日をもって失職するものとする。ただし、議会議員及び農業委員会委員については、別に協議するものとする。

- 2 岩舟町のその他の非常勤特別職については、基本的に合併の前日をもって失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、栃木市の制度として定めるものとする。ただし、消防団員については、別に協議するものとする。

岩舟町の常勤特別職（町長、副町長、教育長）、議会議員及び各種行政委員会委員（教育委員会委員、選挙管理委員会委員など）並びにその他の非常勤特別職（交通指導員、固定資産評価員など）は、平成26年4月4日をもって失職となります。ただし、栃木市の委員の定数増が必要な場合は、合併時まで調整することになります。

合併協定項目 14

一部事務組合等の取扱い

- 1 岩舟町は、合併の前日をもって栃木県市町村総合事務組合から脱退する。
- 2 岩舟町は、合併の前日をもって栃木県後期高齢者医療広域連合から脱退する。
- 3 岩舟町は、合併の前日をもって栃木県南公設地方卸売市場事務組合から脱退する。
- 4 岩舟町は、合併の前日をもって佐野地区衛生施設組合から脱退する。
- 5 岩舟町は、合併の前日をもって下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会から脱退する。

岩舟町は佐野地区衛生施設組合から脱退しますが、栃木市と佐野市が引き続き構成市となりますので、合併後も合併前と同様に斎場等を使用することができます。

合併協定項目 24

諮問機関の取扱い

- 1 諮問機関の取扱いについては、原則として栃木市の諮問機関に統合する。ただし、地域固有の審議事項等に係る諮問機関については、それぞれの設置目的や実態などを考慮し調整するものとする。
- 2 諮問機関の委員構成については、新市において広く市民の意見を市政に反映できるよう、岩舟町の地域性に配慮した適切な措置を講じる。

諮問機関は栃木市の例により合併時に統合されます。
委員を選任する場合、広く市民の意見を市政に反映できるよう、岩舟町の地域性に配慮した措置を講じます。

合併協定項目 25-9

保健衛生事業

- 1 予防接種については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 2 各種健(検)診については、栃木市の例により合併時に統合する。

- ・小児インフルエンザ予防接種（任意接種）については、栃木市の例により合併時に統合されますので、岩舟町においても合併後助成の対象となります。
- ・子宮がん検診については、栃木市の例により合併時に統合されますので、岩舟町においても合併後、個別検診の受診が助成の対象となります。

- 1 婦人保護事業・婦人相談業務については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 2 家庭児童相談室については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 3 母子自立支援については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 4 遺児手当については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 5 ファミリー・サポート・センター事業については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 6 地域子育て支援センター事業については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 7 学童保育事業については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 8 児童館事業については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 9 赤ちゃん誕生祝金については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 10 認可外保育施設事業については、栃木市の例により合併時に統合する。

- ・ファミリー・サポート・センター事業とは、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行える人を会員として組織し、会員の相互援助を仲介することにより子育て支援を図るものです。
- ・学童保育事業については、岩舟町の保育対象児童は小学校 1～4 年生（長期休業中 1～6 年生）ですが、栃木市の例により合併時に統合されますので、放課後及び長期休業中ともに小学校 1～6 年生が保育対象児童となります。

- 1 保育の実施については、次のとおりとする。
 - (1) 公立保育所事業については、栃木市の例により合併時に統合する。
 - (2) 民間保育所運営委託については、栃木市の例により合併時に統合する。
 - (3) 保育所広域入所については、現行のとおり新市において継続する。
- 2 保育料については、栃木市の例により合併時に統合する。

保育料については、栃木市の例により合併時に統合されますので、岩舟町の保育料算出基礎となる階層区分は 7 階層から 9 階層へと変わります。

- 1 通学区域については、現行のとおり新市において継続する。
- 2 学校名については、現行のとおり新市において継続する。

通学区域及び学校名については、現行のとおり新市において継続されますので、合併前と合併後の変更はありません。

- 1 奨学金制度については、次のとおりとする。
 - (1) 奨学金貸付事業は、栃木市の例により合併時に統合する。
 - (2) 入学資金融資事業は、栃木市の例により合併時に統合する。
 - (3) 入学資金融資利子補給補助金は、栃木市の例により合併時に統合する。
- 2 外国語指導助手については、栃木市の例により合併時まで統合する。
- 3 特別支援教育については、栃木市の例により合併時まで統合する。
- 4 学校給食については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 5 スクールバスの運行については、現行のとおり新市において継続する。
- 6 臨海自然教室については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 7 要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、栃木市の例により合併時に統合する。

新市まちづくり計画（合併市町村基本計画）素案の概要

新市まちづくり計画は、今回の協議会において継続協議となりましたが、今後、住民説明会や県との事前協議並びに本協議を経て来年2月頃に決定する予定です。

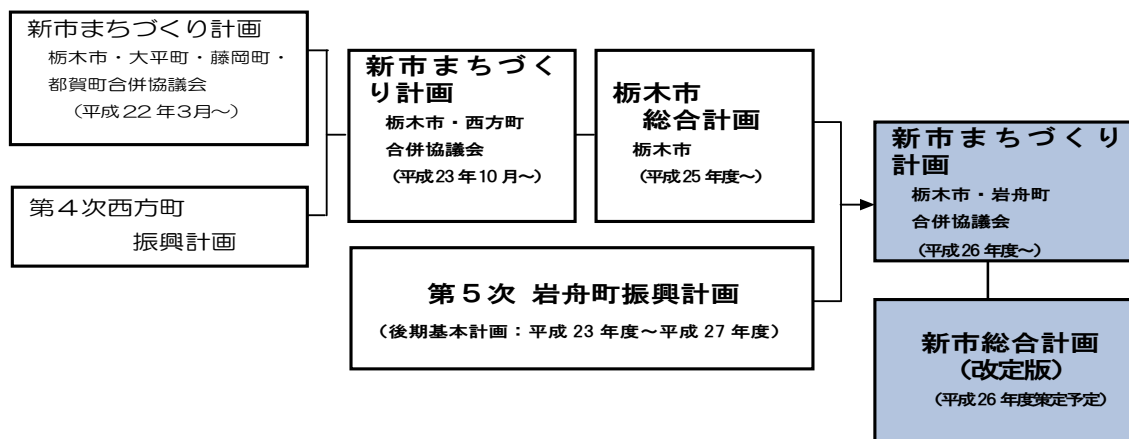
● 計画の位置づけ

新市まちづくり計画（合併市町村基本計画）は、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、合併協議会が作成するものです。

本計画は、両市町の最上位計画の理念を前提とし、現況の再整理や合併の効果を踏まえ策定するものです。合併後の新市では、本計画に基づいてまちづくりを進めていくことが必要となります。

また、本計画は、住民に対して合併後の新市のまちづくりの方向性を示す役割を持ちます。

【計画策定までのイメージ図】



● まちづくりの基本姿勢

● 地域の“力”を活かすまちづくり

これまで各地域で取り組んできた“まちづくり”や住民活動によって、新市は様々な魅力や資源を有した地域になります。こうした各地域での取組は新市においても大切な“財産”であり、人・地域・文化・伝統などの様々な地域の魅力や資源を、さらに磨き上げていく必要があります。

新市誕生後の10年間は、こうした各地域の資源やまちづくり活動などを継承していく仕組みを確立するとともに、人・地域の自発的な取組を支援し、地域の魅力をより輝かせるまちづくりを推進していきます。

● “自律”により“自立”できるまちづくり

市民、まちづくり団体、地域、企業の多様性のある取組は、新市にとって大きな力となりますが、それぞれが異なる方向性を持って行動しては、新市の魅力を向上させる力にはなりません。新市が一つの新たなまちとして、他の自治体に負けない総合力を身につけていくためには、人と人、地域と地域が相互に認め合い、その中で、切磋琢磨しながら様々なまちづくりを展開していく必要があります。全ての市民・地域などの“主体”が「自らが出来ることは何か」また「自らがすべきことは何か」を考え、それぞれが多様性を持った中でも、目指すべき目的は「新市の発展である」ということを明確にして、自らを律し取り組んでいく必要があります。

それらの活動に支えられることによって、新市のまちづくりがより豊かなものになっていきます。

● 持続可能な自治体づくり

人口減少、超高齢社会や低成長社会、また地方分権など、近年の社会情勢は大きく変化しています。そのような中、地方自治体においては安定した行政サービスの供給や、地域の資源、魅力を次の世代にも引き継いでいける「持続可能な自治体」としての自立が急務となっています。そのために、行財政運営面では、商工業の活性化や企業誘致などの経済的な振興策による税収の確保のみならず、より一層の行財政の効率化を推進していく必要があります。また、個々の住民の価値観の多様性や日々の生活の質的向上を求める社会では、市民と行政が一体となって取り組む協働の仕組みを整えることが、効果的で効率的なまちづくりに必要となります。

● 将来都市像

“自然”“歴史”“文化”が息づき

みんなが笑顔のあったか “栃木市”

新市では、地域の誇れる“自然”“歴史”“文化”を活かして、住民、各種団体、企業、行政など多様な主体が個々に力を発揮し、また、互いに連携し、支えあう中で、人々の生き生きとした笑顔があふれる街を創りあげます。

● 施策の体系

将来都市像

“自然”“歴史”“文化”が息づき
みんなが笑顔のあったか “栃木市”

まちづくりの基本方針

基本方針 1 かけがえのない自然に優しいまちづくり

基本方針 2 心地よく暮らせるまちづくり

基本方針 3 安全安心で快適に暮らせるまちづくり

基本方針 4 健康で生きがいを持てるまちづくり

基本方針 5 健やかに人を育み学び続けられるまちづくり

基本方針 6 いきいきと働き賑わいのあるまちづくり

基本方針 7 共に考え共に築き上げるまちづくり

【まちづくりの基本姿勢】

●地域の“力”を活かすまちづくり ●“自律”により“自立”できるまちづくり ●持続可能な自治体づくり

お知らせ

● 今後の合併協議会開催予定

◎第9回栃木市・岩舟町合併協議会
11月12日（月）14：00～
栃木市国府公民館

◎第10回栃木市・岩舟町合併協議会
1月17日（木）10：00～
栃木市大平総合支所